

事業費補助金調査票(表)

補助金名	企業立地促進奨励金
------	-----------

担当課	経済部 商工課					
科目・事業コード	会計	款	項	目	事業	
	01	07	01	02	20	— 10
事業名	企業立地促進事業					
新規・継続の別	継続					
補助・単独の別	市単					
補助の種類	事業					

R5実施計画額	1,000	千円
R4 予算額	2,000	千円
R3 決算額	1,000	千円
R2 決算額	0	千円
R1 決算額	4,928	千円
H30 決算額	5,668	千円
H29 決算額	16,264	千円

事業の趣旨・目的	本市への企業立地を促進するため、市内に工場等を新設し、または新たに本社を立地する企業、既存の工場または事業所を増設する企業に対し奨励措置を講ずることにより、本市の産業振興と雇用の創出を図り、市政の発展に寄与することを目的とする。			補助対象者	【補助対象者】 誘致奨励金(市内に工場又は事業所を新設):投下固定資産額が1億円(中小企業者は5千万円)以上かつ常用雇用者数が10人以上 雇用奨励金(市内に本社を新たに設置):常用雇用者数が50人以上(中小企業者は25人以上) 再投資奨励金:投下固定資産額10億円(中小企業者は1.5億円)以上かつ常用雇用者数を維持し、市内において5年以上操業								
開始年度	平成 18 年度		経費		【補助対象経費及び補助率】 誘致奨励金・再投資奨励金:工場等の土地、家屋及び償却資産に係る固定資産税納税に相当する金額 ※補助期間は5年間(再投資は3年間) 雇用奨励金:1年以上市内に在住する雇用者 正規雇用者:1人 10万円 非正規雇用者:1人5万円								
根拠法令等	(市)成田市企業立地促進条例 成田市企業立地促進条例施行規則			補助率	【国県等の補助率】 市単独補助事業のため、国県等の補助なし 【近隣自治体の補助率】 佐倉市 ・企業立地促進助成金:新增設する土地、家屋、償却資産に係る固定資産税、都市計画税の納付額(5年間) ・地元雇用促進奨励金:被用者1人あたり年間10万円								
留意事項					成果指標	成果指標:誘致及び再投資企業数 (単位:)							
決算内訳	令和 3 年度決算額等 (単位:千円)			成果指標		<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>数値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	年度	数値	令和3年度	1	令和2年度	1	令和元年度
年度	数値												
令和3年度	1												
令和2年度	1												
令和元年度	0												
	金額	件数	割合										
全体事業費	1,000	/	/										
うち市補助金	1,000	1	100.0%										
うち国補助	0	/	0.0%										
うち県補助	0	/	0.0%										
自己負担	0	/	0.0%										

事業費補助金調査票(裏)

項目		担当課確認欄	
公益性	補助事業の趣旨・目的が公益性のある事業に該当する	ウ. 地域の経済・産業の振興、雇用の促進に寄与することができる事業 に該当	
	市の総合計画に合致する	成田市総合計画の基本目標に掲げる、「商工業が活力をもたらすまちづくり」に合致する。	
必要性	補助事業の趣旨・目的が社会経済情勢や市民ニーズに適合する	はい	企業立地を促進することで、地元雇用の創出と地域経済の活性化を図ることに繋がり、市民ニーズに適合する。
	類似の補助事業はない	はい	
妥当性	特定財源控除後の補助率は1/2以下である	いいえ	「商工業が活力をもたらすまちづくり」を成田市総合計画の基本目標に掲げており、今後も補助水準を維持し、継続して実施する。また、奨励金を進出企業に対して5年間、再投資を実施した企業は3年間交付するが、その後も当該企業が市内で事業活動が続けることで得られる経済効果を考慮すると妥当であるため、今後も補助水準を維持して実施する。
	近隣自治体と比較した本市の補助水準	普通	
明確性	個別の規則が整備されている	はい	
	個別の要綱等が整備されている ※規則が整備されていない場合		
	要綱等に補助事業の趣旨・目的、対象者、対象経費、算定基準が明記されている	—	
	成田市補助金等交付規則に基づき適正に交付している	—	
有効性	補助金を交付することによる効果を明確に示す成果指標はあるか	はい	誘致及び再投資企業数 R1:0社 R2:1社 R3:1社
	補助金額に見合う効果があると認められるか	はい	企業誘致及び再投資に伴う経済効果は大きいため、補助事業による効果は高い。
補助対象外経費	成田市補助金等交付規則運用方針第10条各号に掲げる経費については、補助対象外としている (補助対象外経費) ・補助事業等に直接関わりのない人件費に係る経費 ・慶弔費及び交際費に係る経費 ・懇親会及び飲食に係る経費 ・慰労を目的とした旅費に係る経費 ・入場料等受益者負担で賄うべき経費 ・団体の資産形成(積立金等)につながる経費 ・その他補助することが適当でない認められる経費	はい	
最終評価	維持継続		
所見	令和3年度に企業が本市に進出しやすい環境づくりを図るため、対象要件の緩和、再投資奨励金を新設し、条例を改正した。企業立地を促進することによって、地元雇用の創出と地域経済の活性化への寄与が期待できる。「商工業が活力をもたらすまちづくり」を成田市総合計画の基本目標に掲げており、本事業の推進を図るため、今後も補助水準を維持し、継続して実施する。		